

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主要目次

○ 千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程	一
○ 千葉県病院局職員職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程	一
○ 千葉県病院局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程	一
○ 千葉県病院局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する管理規程	二
○ 千葉県病院局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する管理規程	二
○ 千葉県病院局公舎管理規程の一部を改正する管理規程	二
○ 千葉県病院局職員職務規程の一部を改正する管理規程	二
○ 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	四
○ 千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程	四
○ 千葉県病院局長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する管理規程	四
○ 平成十八年千葉県病院局告示第二号を廃止する告示	四
○ 病院局訓令	四
○ 千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令	五

病院局管理規程

千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第一号

千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局組織規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表医療局の項中「低侵襲血管内治療部」を「低侵襲心臓血管治療部」に改める。

第十一条第一項中「患者支援センター」を「地域医療連携室、在宅医療支援センター」に改め、同条第二項中「室」を「科」に改め、同項の表患者支援センターの項中「患

者支援センター」を「在宅医療支援センター」に、「地域医療連携室」を「訪問診療科」に改め、同条第三項中「患者支援センター」を「地域医療連携室、在宅医療支援センター」に改め、同項患者支援センターの部中「患者支援センター」を「地域医療連携室」に改め、同部第二号を削り、同部の次に次のように加える。

在宅医療支援センター

一 訪問診療、訪問看護及び居宅介護支援に関すること。

第十三条第十五項中「の科に」を「及び在宅医療支援センターの科に」に改め、同条第十六項の表がんセンターの項中「事務局」の下に「及び看護局」を加え、同条第十七項中「に技監」の下に「副参事」を加える。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第二号

千葉県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員の職の設置に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第四条第一項の表中「副技監」を「副参事 副技監」に改める。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県病院局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第三号

千葉県病院局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局行政文書の管理に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号ただし書中「次に掲げる」を「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同号イ及びロを削

第十二条第三項第二号中「千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同法第七十八條第一項第四号、第九十四條第一項又は第二百二條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に千葉県病院局行政文書の管理に関する規程(以下「規程」という。)第二号第五号に規定する職員(以下「職員」という。)が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして同条第一号に規定する本局及び同条第二号に規定する出先機関が保有しているもの(改正前の規程第二号第五号ロに掲げるものに限る。)は、改正後の規程第二号第五号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規程第二号第五号に規定する行政文書を含む規程第十一条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規程第十二条第三項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県病院局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第四号

千葉県病院局長が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局長が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二号第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二号第二項第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県病院局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第五号

千葉県病院局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員の職務発明等に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊸」を削る。

別記第二号様式中「㊹」を削る。

別記第三号様式から第六号様式までの規定中「㊺」を削る。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県病院局公舎管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第六号

千葉県病院局公舎管理規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局公舎管理規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式、第三号様式及び第五号様式から第七号様式までの規定中「㊻」を削る。

附則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第七号

千葉県病院局職員服務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員服務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「定年退職」を「退職」に、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項」を「職員の定

(経過措置)

2 退職に引き続き職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年千葉県条例第二十七号)附則第七項、第八項、第十五項又は第十六項の規定により採用された場合は、改正後の千葉県病院局職員服務規程(以下「新管理規程」という。)第四条第二項ただし書に規定する退職に引き続き職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条の規定により採用された場合とみなして、同項ただし書の規定を適用する。

3 この管理規程の施行の際現に改正前の千葉県病院局職員服務規程(以下「旧管理規程」という。)第十一条第一項の規定により作成されている履歴書は、新管理規程第十条第一項の規定により作成されたものとみなす。

4 この管理規程の施行前に、旧管理規程の規定により調製した用紙は、この管理規程の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第八号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第七がんセンターの項中「(看護局長)の下に、「次長」を、「十四 看護局長」の下に「及び次長(看護局に所属する職員に限る。)」を加える。

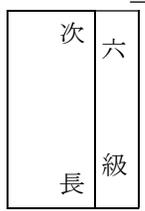
別表第十三6級の項中「看護部長の職務」を「1 看護部長の職務」に改める。

別表第十五病院の項中「副 技 監」を「副 参 事」に改める。

別表第十九中



を



に改める。

別表第二十一病院の項病院共通の目技監の節の次に次のように加える。

副参事

三種

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第九号

千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局処務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二中「患者支援センター」を「在宅医療支援センター」に改め、同条第十二号中「患者支援センター部長」を「在宅医療支援センター部長」に改める。

第九条第一項第九号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同項第二十五号中「袖ヶ浦福祉センター及び」を削り、同項第二十七号中「利用停止等」を「利用停止」に改める。

別表各局共通の項病院長専決事項の欄第四号中「是正(再申出に係る場合を含む。)」を「利用停止」に改める。

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県病院局長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する管理規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第十号

千葉県病院局長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する管理規程

千葉県病院局長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十二号)は、廃止する。

附 則

この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

病 院 局 告 示

千葉県病院局告示第一号

平成十八年千葉県病院局告示第二号(千葉県個人情報保護条例に基づく口頭による開示請求を行うことができる個人情報)は、廃止する。

なお、この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

病院局訓令

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年三月三十一日

千葉県病院局訓令第一号

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

本局
出先機関

千葉県病院局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県病院局職員人事事務取扱規程（平成十六年千葉県病院局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八号、第九号及び第十七号」を「第七号及び第八号」に改め、同条中第四号の二及び第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とし、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「（以下「単純労務職員」という。）」を削り、同条を同条第九号とし、同条第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第十九号までを削り、第二十号を第十一号とし、第二十一号から第二十四号の六までを削り、第二十五号を第十二号とし、同条第二十六号中「法第二十八条」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条若しくは第二十八条の二第一項本文」に改め、同条を同条第十三号とし、同条中第二十七号を第十四号とし、第二十八号を第十五号とし、第二十九号を第十六号とし、第三十号を削り、同条第三十一号中「外国」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十三年千葉県人事委員会規則第三十二号）別表第一に掲げる団体又は外国」に改め、同条を同条第十七号とし、同条第三十二号から第三十四号までを削る。

第四条第一号イ中「から」を「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部から」に改める。

第五条中「別表に」を「局長が別に」に改め、「例によるものとする」を削り、同条ただし書を削る。

別表を削る。

別記第一号様式中「転職、兼務、兼職等」を「兼務等」に、「別表に」を「局長が別に」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八